

令和7年

第836回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第836回 三島市農業委員会総会議事

1 開催日時 令和7年3月10日（月） 午後3時00分～午後4時30分

2 開催場所 三島市総合防災センター1階 防災研修室

3 出席委員 農業委員 : 13名

農地利用最適化推進委員 : 10名

会長 長 1番 高橋 徹司（議長）

農業委員	2番 小川 佳彦	3番 佐藤 操
	4番 細井 憲子	5番 下里 勝
	6番 麻里 均	7番 内藤 尚子
	8番 望月 正己	9番 山本 一喜
	10番 増島 高宏	11番 棚 克裕
	12番 杉本 光信	14番 梶 公彦
農地利用最適化推進委員	15番 遠藤 康之	16番 岩井 直
	17番 鈴木 和彦	18番 渡邊 毅
	20番 増田 順治	21番 石渡 洋一
	22番 渡邊 孝	23番 小池 満
	24番 松金 秀二	25番 塩田 章

4 欠席委員

農業委員 13番 鈴木 博嗣

農地利用最適化推進委員 19番 今井 洋平

5 議事日程 議案第1号 農地法第3条許可 3件

議案第2号 農地法第5条許可 1件

議案第3号 農地利用集積等促進計画（一括） 6件

報告第1号 農地法第4条届出 1件

報告第2号 農地法第5条届出 4件

報告第3号 現況証明 1件

報告第4号 農地法第18条通知 4件

報告第5号 農地の利用目的変更届出 1件

6 農業委員会事務局職員 局長 小林 和弘

副主任 西山 洋平

主査 森田 将之

7 会議の概要

【事務局長】 これより三島市農業委員会定期総会を開会します。
はじめに高橋会長よりご挨拶をいただきます。

(高橋会長挨拶)

【事務局長】 ありがとうございました。
それでは、総会の開会の宣告に入ります。
三島市農業委員会総会会議規則第6条第1項により総会の開会は、
会長が宣告することとなっております。
会長、よろしくお願ひします。

【会長】 これより第836回三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】 次に委員の出欠の報告に移ります。
『農業委員会等に関する法律』第21条第3項の規定より、
総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が
必要となっております。
本日の出席者数は、農業委員が13名、欠席は
 13番 鈴木 博嗣（ひろつぐ） 委員 です。
農地利用最適化推進委員は、10名が出席、欠席は
 19番 今井 洋平（ようへい） 委員 です。

【会長】 只今事務局より出欠の報告がありました。
本日出席の農業委員は14名中13名であり、
定数の過半数に達しているため本会議は成立いたしました。

まず、議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に
 14番 梶 公彦（かじ きみひこ） 委員
 3番 佐藤 操（さとう みさお） 委員
 を指名いたしますがご異議はございませんか。

(異議なしの声)

【会長】 それでは、議題に入ります。

【会長】 はじめに、議案第1号農地法第3条許可、
申請番号1番について、山本委員より説明願います。

【山本委員】 (議案第1号農地法第3条許可・申請番号1番について説明)

【会長】 説明が終わりましたので、事務局より説明します。

【事務局】 本件は共有持分を取得するための許可申請です。譲受人の従事日数
や所有する農機具等、耕作状況に疑義はありません。

【会長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(質問等)

【会長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

(異議無しの声)

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。

【会長】 続きまして、議案第1号農地法第3条許可、
申請番号2番について、増島委員より説明願います。

【増島委員】 (議案第1号農地法第3条許可・申請番号2番について説明)

【会長】 説明が終わりましたので、事務局より説明します。

【事務局】 本件は譲渡人の離農および譲受人の事業拡大のための所有権移転です。譲受人の従事日数や所有する農機具等、耕作状況に疑義はありません。

【会長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(質問等)

【会長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

(異議無しの声)

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。

【会長】 続きまして、議案第1号農地法第3条許可、
申請番号3番について、樅委員より説明願います。

【樅委員】 (議案第1号農地法第3条許可・申請番号3番について説明)

【会長】 説明が終わりましたので、事務局より説明します。

【事務局】 本件は新規就農のための所有権移転です。譲受人は、他市の農地所有適格法人で8年の研修を経て、この度営農を開始することとなりました。従事日数や所有する農機具等、耕作状況に疑義はありません。

【会長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(質問等)

【会長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

(異議無しの声)

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。

【会長】 続きまして、議案第2号農地法第5条許可、
申請番号1番について、佐藤委員より説明願います。

【佐藤委員】 (議案第2号農地法第5条許可、申請番号1番について説明)

【会長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】 本件は、第2種農地を分家住宅敷地に転用するための許可申請です。
都市計画法の予備審査は通過しており、事業計画、資金計画、代替性の検討等に疑義はありませんので、許可相当と考えられます。

【会長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(質問等)

【会長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

(異議無しの声)

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。

【会長】 続きまして、議案第3号、
農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明します。

【事務局】 (議案第3号、農用地利用集積等促進計画について説明)

【会長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(質問等)

【会長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

(異議無しの声)

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。

【会長】 続きまして、報告第1号農地法第4条届出、
申請番号1番について事務局より報告します。

【事務局】 (報告第1号農地法第4条届出、申請番号1番について報告)

【会長】 本案件について、ご意見・ご質問がなければ次に移ります。

【会長】 続きまして、報告第2号農地法第5条届出、
申請番号1番について事務局より報告します。

【事務局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号1番について報告)

【会長】 本案件について、ご意見・ご質問がなければ次に移ります。

【会長】 続きまして、報告第2号農地法第5条届出、
申請番号2番について事務局より報告します。

【事務局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号2番について報告)

【会長】 本案件について、ご意見・ご質問がなければ次に移ります。

【会長】 続きまして、報告第2号農地法第5条届出、
申請番号3番について事務局より報告します。

【事務局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号3番について報告)

【会長】 本案件について、ご意見・ご質問がなければ次に移ります。

【会長】 続きまして、報告第2号農地法第5条届出、
申請番号4番について事務局より報告します。

【事務局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号4番について報告)

【会長】 本案件について、ご意見・ご質問がなければ次に移ります。

【議長】 続きまして、報告第3号現況証明について事務局より説明します。

【事務局】 (報告第3号現況証明について報告)

【議長】 本案件について、ご意見・ご質問がなければ次に移ります。

【議長】 続きまして、報告第4号農地法第18条通知について
事務局より報告します。

【事務局】 (報告第4号、農地法第18条通知について報告)

【議長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(質問等)

【議長】 それでは「異議無し」としてよろしいでしょうか？

(異議無しの声)

【議長】 「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。

【議長】 続きまして、報告第5号農地の利用目的変更届出について事務局より説明します。

【事務局】 (報告第5号農地の利用目的変更届出について報告)

【議長】 本案件について、ご意見・ご質問がなければ次に移ります。

【議長】 続きまして、その他の事項を事務局より報告します。

【事務局】 (その他の事項を報告)

以上で本日予定されていた議案は全て終了いたしました。
これにて第836回三島市農業委員会総会を閉会いたします。